

# 全国地方公共団体コード仕様

平成 19 年 4 月 1 日  
総 務 省

## 1 コードの名称 全国地方公共団体コード

## 2 コードの範囲

コードを付する全国の地方公共団体等は、次のとおりとする。

都道府県、指定都市、指定都市以外の市、特別区、指定都市の区、町村、一部事務組合、地方開発事業団、広域連合

## 3 コードの構造

### 3.1 コードの桁数

全国地方公共団体コードは、5桁のアラビア整数に、1桁の検査数字（□の枠の中に入れて記載）を加え、6桁とする。

### 3.2 各桁の意味

	0	6	2	0	1	4
	.	.	.	.	.	.
	.	.	.	.	.	.
(例)	第	第	第	第	第	第
	1	2	3	4	5	6
	桁	桁	桁	桁	桁	桁

3.2.1 第1桁及び第2桁の番号 : 各都道府県を意味する。

3.2.2 第3桁、第4桁及び第5桁の番号 : 000の場合を除き、各市区町村、一部事務組合、地方開発事業団及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）を意味する。

3.2.3 第6桁の番号 : 検査数字を示す。

## 4 コードを付する都道府県及び市区町村の配列の順序

全国地方公共団体コードを付する都道府県、市区町村、及び一部事務組合等の配列の順序は、関係都道府県の意見に基づき、統計その他一般の慣用のものによる。

## 5 都道府県コード

- 5.1 第1桁及び第2桁の番号 : 01 から 47 までの連番号とする。
- 5.2 第3桁、第4桁及び第5桁の番号 : 000 とし、5.1 とあわせて都道府県を表示する。

## 6 市区町村コード

- 6.1 第1桁及び第2桁の番号 : 市区町村の属する都道府県の都道府県コードの第1桁及び第2桁の番号とする。
- 6.2 第3桁、第4桁及び第5桁の番号
  - 6.2.1 指定都市 : 100 で表示する。

ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、100 から 199 までの数字のうちから定める。
  - 6.2.2 特別区及び指定都市の区 : 101 から 199 までの連番号で表示する。

ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、101 から 199 までの数字のうちで、6.2.1のただし書により定めたそれぞれの指定都市のコードにつづく連番号で表示する。

なお、利用上の便宜のため、全特別区の区域にコードを付し、これを100で表示する。
  - 6.2.3 市（指定都市を除く。） : 201 から 299 までの連番号で表示する。
  - 6.2.4 町村（6.2.5の町村を除く。） : 301 から 799 までの数字を、301~319、321~339、……781~799の19ずつのグループに区分し、各郡の区域にそれぞれのグループを割り当て、各郡に属する町村を各グループの範囲内の連番号で表示する。ただし、沖縄県島尻郡については、341~369までを、同県宮古郡については371~379までを割り当てる。
  - 6.2.5 北海道の区域内にある町村 : 301 から 779 までの数字を、301~329、331~359、……751~779の29ずつのグループに区分し、各支庁の所管区域にそれぞれのグループを割り当て、各支庁の所管区域内の町村を、各グループの範囲内の連番号で表示する。
  - 6.2.6 東京都の支庁の所管区域内にある町村 : 東京都の大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁の所管区域は、その区域をもって1の郡とみなし、6.2.4の例により所管区域内の町村を連番号で表示する。

## 7 市区町村コードの改定（コードの新設及び欠番）

### 7.1 市町村の名称変更等の場合

7.1.1 市町村の名称変更の場合 : コードは、名称変更前のコードとする。

7.1.2 町村が市となり、市が町村となった場合 : コードは、6.2.3、6.2.4 及び 6.2.5 により、新設し、従前のコードは、欠番とする。

7.1.3 村が町となり、町が村となった場合 : コードは従前のコードとする。

### 7.2 市町村の廃置分合の場合

7.2.1 廃置分合後の市町村が、関係市町村のいずれかの市町村の名称を、その名称とした場合 : 廃置分合後の市町村のコードは、廃置分合後の市町村が関係市町村の名称のうち、その名称とした市町村の従前のコードとし、その他の関係市町村の従前のコードは、欠番とする。

7.2.2 廃置分合後の市町村が、関係市町村のいずれの市町村の名称をも、その名称としなかった場合 : 廃置分合後の市町村のコードは 6.2.3、6.2.4 及び 6.2.5 により、新設し、関係市町村の従前のコードは、欠番とする。

7.3 郡の区域の新設又は変更の場合（北海道の区域におけるものを除く）郡の区域の新設により、その郡に属することとなった町村又は郡の区域の変更により、従前属していた郡以外の郡に属することとなった町村のコードは 6.2.4 により、新設し、従前のコードは、欠番とする。

### 7.4 特別区及び指定都市の区の名称変更等の場合

特別区の名称変更、設置及び廃置分合並びに指定都市の区の名称変更、設置及び所管区域の変更があった場合における特別区及び指定都市の区のコードについては、7.1 又は 7.2 の例による。

### 7.5 公有水面の埋立に伴う村の設置の場合

公有水面の埋立により生ずる土地の区域をもって新たに設置された村のコードは、6.2.4 又は 6.2.5 により、新設する。

## 8 一部事務組合等コード

8.1 第1桁及び第2桁の番号 : 一部事務組合等の属する都道府県の都道府県コードの第1桁及び第2桁の番号とする。

8.2 第3桁、第4桁及び第5桁の番号 : 801 から 999 までの連番号で表示する。

8.3 一部事務組合等コードの特例 : 一部事務組合が普通会計に属する事務及び事業会計に属する事務のいずれをも処理する場合には、これを普通会計に属する事務を処理する一部事務組合と事業会計に属する事務を処理する一部事務組合の2つの一部事務組合とみなし、8.1 及び 8.2 により、それぞれ表示する。

## 9 一部事務組合等コードの改定（コード新設及び欠番）

9.1 一部事務組合等を設立又は設置した場合 : コードは、8.1 及び 8.2 により新設する。

ただし、番号が 999 を超えることとなった場合には、既に一部事務組合等の解散により、当該コードを欠番としているものを新たに設立又は設置した一部事務組合等のコードとして使用し、設定する。

その使用の順序はコードを欠番とした年月日の順とする。

9.2 一部事務組合等の名称変更の場合 : コードは、名称変更前のコードとする。

9.3 一部事務組合等が解散した場合 : コードは、欠番とする。

## 10 集計等に用いるコード

都道府県内の市部計（指定都市を除く。）を表示するコード及び郡又は支庁を表示するコードは、それぞれ 6.2.3、6.2.4 及び 6.2.5 により、それぞれ割り当てられた範囲内の最初の市町村に付されたコードの直近前位の数字とする。

(例)	市部計	102008	
	102016	前橋市	まえばしし
	102024	高崎市	たかさきし
	.	.	.
	.	.	.
	.	.	.
	邑楽郡	おうらぐん	105201
	105210	板倉町	いたくらまち
	105228	明和町	めいわまち

## 11 検査数字

全国地方公共団体コードにおける検査数字は、電算処理にあたって、不正なコードが使われないよう第 6 桁目をチェック用としたもので、次の方式により算出した数字とする。

(方式)

第 1 桁から第 5 桁までの数字に、それぞれ 6. 5. 4. 3. 2 を乗じて算出した積の和を求め、その和を 11 で除し、商と剰余（以下「余り数字」という。）を求めて、11 と余り

数字との差の下1桁の数字を検査数字とする。

ただし、積の和が11より小なるときは、検査数字は、11から積の和を控除した数字とする。

(算出例)					(注)	
コード	.....	1	6	2	0	1
		×	×	×	×	×
乗数	.....	6	5	4	3	2
積	.....	6	30	8	0	2
積の和	.....	$6 + 30 + 8 + 0 + 2 = 46$				
		$46 \div 11 = 4$ 余り数字 2				
		$11 - 2$ (余り数字) = 9				
検査数字	.....	9				

## 附 記

1 このコード表は、平成19年4月1日現在の都道府県、市区町村及び一部事務組合等について、上記の仕様により設定した全国地方公共団体コードを表示したものである。

2 このコード表は都道府県、市区町村コード及び一部事務組合等コード並びに都道府県、市区町村の名称・ふりがな及び一部事務組合等の名称により構成されている。

なお、一部事務組合が普通会計に属する事務及び事業会計に属する事務のいずれをも処理する場合には、これを2つの一部事務組合とみなし、一部事務組合等の名称の次にそれぞれ「(普通会計分)」又は「(事業会計分)」と記載している。

また、構成団体が2以上の都道府県にわたる一部事務組合等(地方開発事業団を含む)に係るコードは事務所の所在地の属する都道府県において記載するものとする。ただし、当該一部事務組合等の規約その他の定めにより「事業所の所在地を一定期間を区切って変更する場合」の当該一部事務組合等のコードは、関係都道府県にそれぞれ属するものとして記載している。

3 このコード表は、市区町村コードの改定(コードの新設及び欠番)をした場合のほか、市区町村の名称変更又は町(村)制施行があった場合には、その都度改正する。

なお、平成19年4月1日までのコード表の改正の経緯については、末尾に集録している。

4 市区町村の廃置分合等により欠番とした市区町村コード及び一部事務組合等の解散により欠番とした一部事務組合等コードについては、市区町村の名称及びふりがなの欄、あるいは一部事務組合等の名称の欄に「削除」と記載して、その旨を表示している。

(注) 地方公共団体コードの名称及びふりがなは、「全国市町村要覧」による。